

平成23年度第10回 富合町合併特例区協議会会議録

日 時 平成24年1月11日 (水)

会 場 アスパル富合 研修室

開会時間 午前10時00分

終了時間 午前11時15分

○出席委員 (8名)

会 長 田 中 榮 信

副会長 小 山 一 美

委 員 米 原 靖 雄

野 口 ミナ子

村 崎 博 則

改 原 明 博

松 永 隆

内 藤 信 博

○欠席委員 なし

事務局

それでは、ただ今から「平成 23 年度第 10 回富合町合併特例区協議会定例会」を開会いたします。

まず最初に、配付資料の確認をしたいと思います。「平成 23 年度第 10 回富合町合併特例区協議会次第」及び「平成 23 年度第 10 回富合町合併特例区協議会」の冊子、その他に「富合町老人憩の家指定管理者募集要項」、「富合町老人憩の家管理業務仕様書」、それに「地区要望実施一覧表」の以上 5 点の資料を配付しております。資料の過不足等がございましたら事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、会議の進行につきましては、合併特例区規約第 10 条第 4 項並びに合併特例区協議会会議運営規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、会長である田中議長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

田中 榮信 議長

皆さん明けましておめでとうございます。先日は大変寒い中、成人式にご出席いただき大変ありがとうございました。本年も昨年同様によりしくお願いをしたいと思います。ここからは、私が議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、会議録署名委員を指名したいと思います。会議録署名委員の指定につきましては、協議会会議運営規則第 7 条第 2 項の規定により、指名をさせていただきます。本日は、改原委員と松永委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、構成員の出席数についてでございますが、本日は構成員の皆様全員にご出席頂いております。したがって、合併特例区規約第 10 条第 3 項の定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは早速、お手元の次第に沿って会議を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これより「次第 3 議事」に入ります。

協議第 1 号、「富合町老人憩の家に係る指定管理者の指定」について、事務局からの説明を求めます。

事務局

協議第 1 号、「富合町老人憩の家に係る指定管理者の指定」について、保健福祉班から説明します。指定管理者は社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会、指定期間は平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 10 月 5 日までになります。

次に富合町老人憩の家指定管理者（候補者）の選定結果について説明します。資料の 2 ページをお願いします。まず公募期間ですが、平成 23 年 11 月 14 日（月）から平成 23 年 12 月 13 日（火）までになっております。仕様書は別紙のとおりでございます。申請団体は社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会の一法人のみでございます。選定委員会の

開催日は、平成 23 年 12 月 20 日です。選定委員会の構成は、ご覧の方々でございます。

資格審査は各審査をしまして合格です。それから申請価格は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 10 月 5 日までで、15,028,000 円です。価格評価の得点、項目評価の得点を合わせまして総合評価の得点になっておりますけども、それにつきましては次のページの 3 ページになります。価格評価が 400.0 点、基本項目評価が 825.0 点、基本項目以外の項目評価が 114.0 点で、合わせまして 1,339.0 点になっております。

以上のようになしまして、引き続き社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会において管理させようとするものです。指定管理者の指定に関しましては、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 48 条第 3 項において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、合併特例区協議会の同意を求めるとされています。つきましては、富合町老人憩の家規則第 8 条第 3 項の規定に基づき、本協議会の同意を得て指定管理者の指定をするものです。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました「協議第 1 号」につきまして、ご質問、ご意見等はありませんか。

改原 明博 委員

今、事務局から説明がありましたが、申請団体が一法人のみということですか。

事務局

そうでございます。

改原 明博 委員

周知は広報誌などで行われておられると思いますが、一法人のみであればお願いするしかないですし、比較対象がなければ評価しようがないと思います。周知に対して他の団体も知っていたのか、知らなかったのか。一法人だけでは寂しい気もします。周知方法について、教えてください。

事務局

募集は 11 月 14 日から 12 月 13 日までということで、合併特例区のホームページに掲載し募集しております。また町内の関係事業所の方には、個別に連絡しております。

改原 明博 委員

個別に連絡されているんですね。

事務局

はい。それでも応募がなかったという結果でありました。社会福祉協議会は指定管理者として今まで指定されていましたが、今回も同じように申請されたとのことでした。

改原 明博 委員

まずは広報誌や別の方法で連絡されたということですね。

事務局

はい、やっております。

改原 明博 委員

関係するような事業所に連絡したが、それでもかつ申請がなかったということですね。

事務局

はい。

野口 ミナ子 委員

平成 25 年 10 月に指定管理が終了した後、どうなるのか不鮮明な点に問題があると思います。その後の計画などがあれば聞かせてください。

事務局

合併特例区協議会で、5 年間の特例区期間が終われば熊本市に引き継ぐということに決まっております。昨年、市の担当課であります高齢介護福祉課と協議しまして、平成 25 年 10 月 6 日以降は引き継ぐということになっております。

松永 隆 委員

もし募集しても申請する団体がいない場合、市はどう考えておられますか。憩の家を利用されている方はおられますし、指定管理団体の応募がないということであればどうなるのか教えてください。

事務局

この施設は公共施設でありますので、どこも応募がないということであれば直営による委託になると思っております。

松永 隆 委員

老人ホームや憩の家などは、それだけ負担があるから民間などに委託されるのだろうと思います。そういう点で不安がありますので、応募がなかった場合は老人憩の家がなくなるのかなと思いました。その点、明快な回答があればお願いします。

事務局

募集要項3ページの申請資格の2番になりますが、現在、熊本市富合町内に営業所等を有する者というところで申請を受け付けておりますので、事業所数も少ない訳です。合併特例区以降はこれが市内全域になりますので、資格者も増えてきます。

松永 隆 委員

指定管理者が自分で施設を改修したりすることも可能ですか。やはり公共の施設なのでできないのでしょうか。

事務局

施設自体は市の持ちものなので、独自で改修することはできません。富合町では老人憩の家になりますが、熊本市では老人福祉センターという施設が市内数箇所にございます。規模的にはそこに相当する施設になります。合併特例区が終わり市に引き継いだ後は、老人福祉センターとして新たに指定管理者を募集して運営されていくかと思っております。引き継ぎについては、しっかり行っていきたいと思います。

松永 隆 委員

わかりました。

田中 榮信 議長

他にありませんか。

野口 ミナ子 委員

富合町は老人憩の家として利用してきましたけど、その活用方法には色々問題があったと思います。その問題や意見などについても、我々は今のうちにしっかり把握しておく必要があると思います。

村崎 秀 合併特例区長

平成25年10月まで、社会福祉協議会が指定管理することになります。事務局から説明がありましたように、いくつかの団体から引き合いがありました。ただ申請までには至りませんでした。

そこでひとつお願いがあります。憩の家も大変利用率が落ちておりますので、啓発にご協力いただきたいと思います。社会福祉協議会でも色々なイベントをしていきたいと思っており、先日も将棋と囲碁の大会を行いました。二十数名の方が参加されましたが、今後は大会だけでなく常時愛好者の方々に来ていただけるような施設にしていきたいと思っております。折角の施設でございますが、各地区の利用率もばらつきがあるようです。是非皆さんへの啓発をお願いしたいと思っております。区長会などでも度々お願いしておりますが、利用率が上がっておりません。よろしく願いいたします。

改原 明博 委員

区長の考えは、私は立派なことだと思います。このまま使わなかったり、採算があわなければ廃館になりますよね。低料金で利用できるのも、沢山の方に使ってもらいたいと思っております。ただ利用率を上げるには、何か魅力がなければならぬと思っております。利用する方が決まっていれば、なかなか広まりませんよね。若い方が何か利用のきっかけをつかむイベントや魅力向上のため、皆さんで知恵を出し合っていくといいと思っております。老人憩の家は、高齢の方しか利用できないのでしょうか。

事務局

仕様書の1ページになりますが、規則で使用者の資格が熊本市に居住する60歳以上の者、或いは居住する老人クラブの会員ということで決まっております。それから2ページの指定管理者が行う業務になりますが、相談に応じて適切な指導を行うこと、教養の向上やレクリエーション等のための事業を行うこととなっています。それに加え今回は社会福祉協議会から自主事業として、先ほど話があった囲碁将棋大会や花見会、童謡コンサートを行うということで提案がっております。

米原 靖雄 委員

色々お話がありましたが、囑託員会や老人会への啓発や協力呼びかけが必要でないかと思っておりますでしょうか。

村崎 秀 合併特例区長

カラオケ大会の話がありましたが、施設には立派なカラオケが設置されており、常時利用があります。老人会は週に2~3回ほどカラオケ大会を行っておられますが、愛好者の利用もあります。特に老人会への利用啓発を行っております。私も社会福祉協議会の理事をしておりますので、できるだけ利用数が増加するよう啓発を行っていききたいと思っております。

事務局

補足しますが、21年度の利用者は2,887人です。22年度は4月～12月までになりますが2,136人です。23年度の11月までの実績が1,958人です。この推移で見ますと、23年度3月には3,000人前後になるのではないかと予想しております。

改原 明博 委員

3,000人ということは、一日10人ほど利用があるということですね。民間企業であれば赤字経営と同じことで、市の一番の廃止ターゲットになりますね。もう少し賑わうよう、私たちも一度検証する必要がありますね。

田中 榮信 議長

他にご質問がなければ、「富合町老人憩の家に係る指定管理者の指定」については、原案のとおり同意ということによろしいでしょうか。

委員一同

はい。

田中 榮信 議長

協議第1号につきましては、原案のとおり同意いたしました。

それでは次の協議に進みます。協議第2号、「平成24年度の合併特例区事務局体制(案)」について、事務局からの説明を求めます。

事務局

平成24年度の合併特例区事務局体制(案)について、事務局からご説明いたします。資料は6ページと7ページをお開きいただきたいと思います。まず事務局案の前に、南区役所の組織についてご説明いたします。7ページをご覧ください。南区役所に区長が置かれまして、南区次長ということで二人の次長が置かれます。一人の次長が区会計管理者、区選挙管理委員会事務局長、総務企画課長、富合地区新市基本計画担当を兼務し、もう一人の次長が区福祉事務所長を兼務します。組織としましては、総務企画課から全7課が区役所の組織となります。この7課の内、まちづくり推進課の下に富合まちづくり交流室がつくということになります。それと農業振興課の下に、農業振興課飽田天明分室がつくこととなります。

下に財務局南税務課というところがありますが、南税務課、富合地域整備室、農業委員会南区分室、上下水道局富合営業所につきましては、区役所の組織ではなく直接それぞれの組織の下位組織ということになります。

それでは特例区事務局の組織についてご説明いたします。特例区長の下に事務局長が

置かれ、現在、富合総合支所長が事務局長でございますが、案といたしましては次長兼総務企画課長としております。事務局次長は現在総合支所次長ですが、次長兼福祉事務所長と考えております。総務班でございますが、総務班には現在の総務課、税務課、市民生活課の三つの課が組織として入っておりますが、新しい案としましては総務企画課のみとなります。税務課、市民生活課については、イベントなどを行うとき全部の総合支所の組織を入れようということでこのようにしておりましたが、区役所になると各課の人数も増えますので総務企画課を総務班に入れております。総務班長ですが今は総務課長が総務班長になっておりますが、事務局長が総務企画課長を兼務しますことから、案としましては総務企画課長補佐を班長というかたちで入れております。次に現在の保健福祉班でございますが、班長は保健福祉課長で組織としては保健福祉課が入っております。案では保健福祉課が二つの課に分かれます。それで一つの班を福祉班、もう一つの班を保健班とします。福祉班の班長が福祉課長、組織としては福祉課が入っております。保健班の方は保健子ども課長、保健子ども課を入れております。事業内容として健康の里フェスティバル事業（介護相談・介護予防・福祉用具展示等）に関するということで福祉班に付け加えております。次にまちづくり班ですが、現在は富合まちづくり交流室が組織としてありまして、その室長が班長でございます。新しい組織ではまちづくり推進課の下につくということで、班長はまちづくり推進課長、組織としましてはまちづくり推進課と富合まちづくり交流室の二つを組織に入れております。ここでまちづくり班を見ていただくと、一番下にふるさと祭事業に関するものと青で書いてございますが、現在、ふるさと祭は産業振興班に入っております。この産業振興班は産業振興課、産業振興課長が班長になっておりますが、新しい組織では商工関係が抜けまして農業振興課という課に変わります。それで商工関係が入りませんので、まちづくり班の方にふるさと祭事業については入れております。最後に新幹線推進班ですが、現在は建設課で建設課長でございますが、富合地域整備室が建設課に替わるものでございます。組織としては西部土木センターの下に富合地域整備室がつき、班長は富合地域整備室長としております。新幹線事業についてはJR 駅などの受託事業も終了してありまして、事務分掌につきましては規約に載せております九州新幹線総合車両基地に関連する事業に関することとしております。以上が組織の案でございます。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました「協議第 2 号」につきまして、ご質問、ご意見等はありませんか。

今、事務局から説明がありましたように区役所に 7 課が入るということです。それと財政局南税務課、都市建設局西部土木センター富合地域整備室、熊本市農業委員会事務局南区分室、それから熊本市上下水道局富合営業所が庁舎内に入ることです。この組織は 4 月 1 日からの実施案となっております。

野口 ミナ子 委員

総合車両基地と載せてありますが、名称は総合車両所となっておりますがどちらが正しいのでしょうか。

事務局

広報などでは総合車両所と載せておりますが、規約では総合車両基地としておりますので規約に基づいて事務分掌を載せております。

村崎 博則 委員

区長会活動については、自治会に移行するのですか。

事務局

区長会活動事業に関することについては、本来、合併特例区の事業ではございませんでしたので、これは削っております。区長会活動については、あくまでも熊本市の組織のなかで行うことになっております。

村崎 博則 委員

土木関連の要望などは、西部土木センターに行くのですか。

事務局

土木関係は、まちづくり推進課に窓口が設けられます。そこで富合関係は、富合地域整備室につなぐようになっております。他の地域については、土木センターにつなぐこととなります。名称は変更になりますが、今の建設課と全く同じ考え方になっております。

改原 明博 委員

区長会と嘱託員会がありますが、会議は嘱託員会として召集されているのですか。

事務局

あくまでも市の嘱託員として委嘱して、会議を毎月実施させていただいております。

改原 明博 委員

私たちは区長さんと呼んでいますが、その地域の区長さんということですね。毎月実施されているのは嘱託員会議ですね。

事務局

地域のなかでは地域の区長さん、地区の区長さんになります。あくまでも同じ方に市が委嘱しているということでございます。

松永 隆 委員

住所はどうなるのですか。

事務局

富合町の場合は、熊本市南区富合町となります。ただし合併特例区の期間が終了した後は、富合町を外すこともできるので一度見直す必要がございます。地域の方が要望すれば、例えば南区南田尻町のように変えることもできます。

内藤 信博 委員

その点、要望の集約などは早めに対応をお願いします。

事務局

わかりました。

田中 榮信 議長

他にご質問がなければ、「平成 24 年度の合併特例区事務局体制（案）」について、原案のとおり同意ということによろしいでしょうか。

委員一同

はい。

田中 榮信 議長

それでは協議第 2 号につきまして、原案のとおり同意いたしました。

次に、報告第 1 号「地区要望に対する実績報告」について、事務局からの説明をお願いします。

事務局

それでは産業振興課から説明させていただきます。資料は地区要望実績一覧表になります。平成 21 年度から平成 23 年度の地区要望になりますが、要望に対してどれだけ実施できたかということを表にまとめてあります。まず一番左に地区名がございます、平成 21 年度の実施になります。これは平成 20 年に要望があっております。平成 21 年度の要望が合計で 26 箇所ありまして、実施が 7 箇所になります。工事費としましては、3,199

万 8 千円となっております。これは工事に伴う測量設計委託費も含んでおります。平成 22 年度は要望が 53 箇所、実施できた箇所が 5 箇所となっており、工事費は 5,030 万 8 千円となっております。それから平成 23 年度は要望箇所が 60 箇所、実施数が 10 箇所ということで、工事費が委託料を含めまして 4,457 万 2 千円となっております。平成 23 年度につきましては、工事費の変更などがございますので若干工事費の合計額が変わります。それから一番右に延数、重複を除く、実施数を記載しております。延数というのは、この 3 年間に各地区から出ました要望の数です。3 年間に同じ箇所を 3 回要望した場合は、延数が 3 となります。延数の合計は 139 箇所。延数に対して年度で重複している箇所がございますので、その重複を除いた要望箇所が 82 箇所になります。そして 3 年間で実施できた箇所が一番右側になりまして 22 箇所になります。率にすれば、26.8% が実施できております。費用としましては、1 億 2,687 万 8 千円でございます。あくまでも合併後の数値となっております。それから新幹線の受託事業については、この表から省いております。これは単純に市の一般会計の予算だけになります。新幹線関連では、清藤地区が 8 路線、古閑地区が 4 路線、南田尻地区が 2 路線、田尻地区が 2 路線、新地区が 1 路線、志々水地区が 1 路線を新幹線事業で路線の整備を行っております。それから新幹線については、合併前に整備が進んでいる地区もありますので、古閑、志々水地区あたりは合併前に新幹線事業で整備された路線もございますので、そういう地区は省いております。以上が産業振興課からの実施一覧表でございます。以上です。

事務局

続きまして建設課から報告いたします。資料は次のページになりますが、維持工事関係と安全施設とで分けさせていただいております。安全施設としましては道路照明や安全柵といったようなものでございます。維持工事としましては、道路補修、改良関係というようなものになります。平成 21 年度の実績になりますが、トータルで要望数が 69 箇所、実施数が 15 箇所となります。平成 22 年度の要望数が 93 箇所、実施数が 19 箇所となります。平成 23 年度の要望数が 103 箇所、実施数が 22 箇所となります。延件数ですが 265 箇所ありました。重複分を除きますと 178 箇所になります。178 箇所の内、実施数が 56 箇所というかたちになっております。ただし建設課の要望については、県の管理となるものについては省いておりますので、県への要望や除草作業についてはこの件数に入っておりません。工事費については産業振興課と同じく、これに伴う測量設計作業業務を含めております。安全施設、維持関係で平成 21 年度は約 5,800 万円、平成 22 年度が約 8,900 万円、平成 23 年度が約 4,500 万円、トータルして約 1 億 9,200 万円の費用で行っております。要望に対する実施率は、約 30% になっております。以上が報告でございます。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました「報告第 1 号」につきまして、ご質問等はありませんか。

米原 靖雄 委員

平成 21 年度、22 年度、23 年度の工事費は、要望にあわせて決定されているのか教えてください。

事務局

建設課からご説明いたします。毎年度、予算査定がございまして、工事費、委託料などの予算の中で、新市基本計画のなかで建設課の場合は 10 年間で総額 15 億円と決まっております。その枠の配分で毎年度若干の変動はありますが、予算分で工事を実施しております。安全施設に関しては道路照明が増えてくれば、当然その電気代など維持の費目で支払が生じてきます。年間の電気料が 500 万円ほどございますので、その 500 万円が工事費、委託料等を圧縮して金額が低くなったりします。割り振られた予算の枠内で処理をしている状況です。

米原 靖雄 委員

計画に基づき実施して、その後の維持管理費用も含んでいるということですね。わかりました。

それから産業振興課にお尋ねですが、新幹線整備事業は平成 22 年度で終わっておりますが、私たちの地区も継続事業といいますか、関係する事業が残っております。最後まで責任をもって整備を行っていただきたいと思っております。

事務局

表によりますと、清藤地区は平成 21 年度、平成 22 年度は 0 箇所ですが、実際は新幹線関連で 15 路線の水路整備を行うということで最初からあがっています。下に書いておりますとおり、清藤地区は新幹線関連で 8 路線整備したのですが、まだ 1 つは完成していません。途中までしかできておりませんので、1 路線が重複したかたちで計上してあります。今年も清藤地区については、新幹線関連の路線であることから工事を発注して、2 路線に関して工事を始めております。地元との約束路線もありますので、そのことについては継続していくということで今後も進めていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

米原 靖雄 委員

わかりました。建設課にもうひとつ質問があります。国道 3 号線から駅に向かう場合

の看板等の整備について教えてください。

事務局

本年度、予算の要求を行っております。予算がつけば、サイン等の工事を含めて市の安全施設の事業で行いたいと考えております。来年度には富合駅への表示看板を設置できるものと考えております。

道路の部分の整備に関しては用地の交渉を行っているところでございまして、用地交渉が済めば道路整備までできるかと思っております。

米原 靖雄 委員

道路整備は、今年度計画されているということでしょうか。

事務局

今年度、計画しております。また用地につきましては、今年度、来年度引き続いて用地交渉を進めていくという状況になっております。

米原 靖雄 委員

わかりました。よろしく申し上げます。

松永 隆 委員

毎年予算は確保されているということですが、予算は使い切っていますか。

事務局

建設課からお答えします。98%ほど予算を消化しております。だいたい予算の総枠のなかで、8割は地区要望の維持、安全施設の部分に使わせていただいております。地区間を連絡する道路の部分についてはなかなか地区要望ではあがってきませんので、地区間を結ぶ道路で悪い部分に関しては、建設課のほうで整備を行っております。

松永 隆 委員

入札などで余った予算に関しては、随時他の場所にまわして使い切っていただきたい。

事務局

地区要望の回答で平成23年度予定と書いてある部分になりますが、入札残がでましたら予定と書いてある部分を行う予定です。入札残がどのくらいになるかわかりませんが、使える範囲で使わせていただいております。

松永 隆 委員

予算がとってあって入札を全部行えば、ほとんど 85%前後で落札されると思います。15%は余りますので、是非よろしく願いいたします。

事務局

産業振興課も同じでございます。

松永 隆 委員

わかりました。よろしく願いいたします。

田中 榮信 議長

他にご質問がなければ、次に進みます。次に報告第 2 号「今後の行事予定」について、事務局からの報告をお願いします。

事務局

今後の行事予定になりますけども、資料は 10 ページになります。本日 11 日ですけども、午後から囑託員会議が予定されております。25 日水曜日の午前中に、合併特例区出納検査が予定されております。2 月になりまして 7 日火曜日、午後から心配ごと相談・行政相談、午後 7 時からアスパル研修室で政令指定都市に関する住民説明会が実施されています。8 日水曜日、9 時から特設人権相談、午後 1 時半から囑託員会議が予定されております。最後に備考に記載しておりますが、税務申告の時期になりますので所得税・住民税申告受付を 2 月 27 日（月）から 3 月 2 日（金）まで予定されております。以上、簡単ではございますが報告いたします。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました、「報告第 2 号」につきまして、ご質問等ありませんか。それでは、次へ進みます。

今回の協議会の開催日時について、確認をしたいと思います。事務局から何かありますか。

事務局

協議会は、「原則第 2 水曜日」に開催することで確認されておりますので、次回は 2 月 8 日（水）の午前 10 時からの開催をお願いしたいと考えています。

田中 榮信 議長

ただ今、事務局から第 2 水曜日の 2 月 8 日（水）10 時から開催をお願いしたいとの提案

がりましたが、皆さんいかがでしょうか。

委員一同

はい。

田中 榮信 議長

それでは、次回協議会は2月8日(水)と決定し、開会時間は午前10時からということにしたいと思います。よろしくお願いします。

他に何かありませんか。

松永 隆 委員

特例区長に質問があります。地区の区長さんですが、大体何人ぐらい交代されるかわかりますか。

村崎 秀 合併特例区長

まだ確認しておりませんが、数名の方から交代したいとの話を聞いております。

田中 榮信 議長

他に何かありませんか。特になければ、これで議事を終了したいと思います。

これで本日のすべての議事が終了いたしました。皆様には円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、「平成23年度第10回富合町合併特例区協議会定例会」を閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 24 年 / 月 25 日

署名委員

松永隆

署名委員

改原明博